

株主総会資料の電子提供措置における東証ウェブサイト利用時の留意点

当取引所では、投資者向け公衆縦覧用のウェブサイトである東証上場会社情報サービス（以下「本サイト」といいます。）において、上場会社の株主総会資料を公衆の縦覧に供しています。上場会社は、株主総会資料について電子提供措置¹をとるにあたり、縦覧書類として株主総会資料を掲載している本サイトを電子提供措置をとる媒体の一つとして利用することも考えられます。

もっとも、これは、投資者の利便性向上のために提供している本サイトを上場会社各社の自社ウェブサイト等のバックアップとして補助的に利用いただくことを前提とするものであるため、

- ✓ 本サイトシステム上の一定の制約が伴うこと
- ✓ 障害、メンテナンスその他の理由により本サイト上の情報にアクセスができない状況が発生した場合であっても、当取引所は、それによる損害等についての責任を負いかねること

について、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

電子提供措置をとるにあたって本サイトを利用する際の留意点の詳細は、以下のとおりです。

なお、以下の記載内容は、本サイトの現行の仕様に基づいています。今後、本サイトの仕様に変更が生じた場合は、変更後の仕様に基づき、本サイトを電子提供措置にご利用いただくこととなります。利用時の留意点に大きな変更が生じる場合は、あらためてご案内します。

1. 留意点

- 本サイトにおいて、株主総会資料は、個社別の「上場会社詳細（縦覧書類／PR情報）」ページの「縦覧書類」「株主総会招集通知／株主総会資料」欄に掲載されます。従前より、上場会社の皆様には株主総会招集通知等の提出・公衆縦覧のための手続²をTDnetへの登録によって行っていただいておりますが³、電子提供措置をとる媒体の一つとしてご利用いただく場合においてもTDnetへの登録に関して特段の追加手続き等は必要ございません。
- 上記欄に掲載できるファイルは、1ファイル当たり5MB（ICJ参加会社）

¹ 会社法第325条の2以下

² 有価証券上場規程施行規則第420条第1項に基づく手続

³ TDnetによる縦覧書類の登録方法の詳細は、会社情報適時開示ガイドブック（「第5編東証への提出書類」）、上場会社向けナビゲーションシステム掲載のTDnet利用マニュアル（<https://faq.jpix.co.jp/disclo/tse/web/knowledge7847.html>）をご参照ください。

又は10MB（ICJ非参加会社）までのサイズのPDF形式のデータのみとなり、ファイルの形式及びサイズに制限があります。なお、分割して複数のファイルを掲載することができます。

- TDnetへの登録作業を行った株主総会資料が本サイトに掲載されるタイミングは、登録作業において上場会社が指定する公表日の午前1時頃となり、登録作業から掲載までに一定のタイムラグが生じます。なお、登録作業は、公表日前日の午後11時29分までに完了する必要があります。
- 本サイトを電子提供措置をとる媒体としてご利用いただく場合、本サイトのアドレスとして指定可能なのは、本サイトトップページ（検索ページ）のアドレス*のみであり、個社の縦覧書類掲載ページのアドレスを直接指定することはできません⁴。

※ 東証上場会社情報サービス トップページ

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

- 本サイトでは、定期メンテナンスにより、月に1回、数時間程度のアクセスの中断が発生し、また、臨時メンテナンス等により、年に1～2回、1日程度のアクセスの中断が発生します。メンテナンスを実施する場合の予定は、原則実施1週間前に、日本取引所グループウェブサイトトップページのトピックス欄にて「メンテナンスによる一部コンテンツの一時停止のお知らせ」としてお知らせしています。

2. 稼働状況等に関する報告書の提供

- 自社ウェブサイト等の電子提供措置をとるメインのウェブサイトでアクセスの中断が発生した（又はその可能性が生じた）ときなど、上場会社において本サイトの稼働状況等の確認が必要となった場合は、下記の事項について、確認が可能な範囲で、当取引所が報告書を作成し、提供します。報告書の作成・提供に費用・料金は要しません。

① 本サイトの稼働状況

- 上場会社が指定する期間につき、サーバログや外部レポート⁵等から総合的に判断される稼働状況（アクセスができない時間があつた場合は、それが生じた可能性のある最長の時間及びその原因等）を報告

⁴ 会社法上、株主が電子提供措置をとっているウェブページに到達するために必要な情報を招集通知に記載することが必要とされています（会社法第325条の4第2項第3号、会社法施行規則第95条の3第1項第1号）。これに関し、令和元年会社法改正に係る法務省令改正のパブリックコメント回答（2020年11月24日付「会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について」54頁）においては、「その方法としては、電子提供措置をとっているウェブページのURLを記載する方法に限られず、例えば、会社のウェブサイトのトップページ等のURLを記載し、当該トップページから目的のウェブページに到達するための方法を併記することなどもできる。」とされています。

⁵ 東証が外部サービスを利用して取得する、本サイトのアクセス状況・稼働状況に関するレポート

します。

- 外部レポート取得に利用する外部サービスの提供状況や障害が発生した場合の障害内容によって、報告内容が限定される可能性があります。
- 報告書の作成・提供に一定の日数を要する場合があります。ただし、2日以内を目処に、速報として、外部レポートから確認できる稼働状況をお知らせします⁶。

② 株主総会資料ファイルの掲載日時

- 上場会社が指定するファイルの本サイトへの掲載日時を報告します。

③ 株主総会資料ファイルの状況

- 本サイトに掲載された個別のPDFファイルについては、ファイルの改ざん等が疑われる事象が確認された場合に限り、その内容を報告します。それ以外の場合は、個別のPDFファイルの状況（ファイルの破損や改ざんの有無、掲載されているファイルと当初登録されたファイルの同一性等）について、完全な検知や証明が困難であることから、報告の対象外となります。
- サーバログの保存期間の関係上、①の情報が必要な場合は、確認対象として指定する期間の始点から起算して11か月を経過する日までの間に、②の情報が必要な場合は、株主総会資料ファイルの掲載日から起算して5か月を経過する日までの間に、お申し出をお願いします。
- 本サイトの稼働状況等に関する報告書が必要となった場合は、下記の連絡先までご連絡ください。

株式会社東京証券取引所
上場部開示業務室ディスクロージャー企画グループ
電話：03-3666-0141（代表）
Email：jojo@jpx.co.jp
※ メールによりご連絡を頂戴する際には、
ご連絡先の電話番号をお知らせください。

以 上

⁶ 会社法上、中断が生じた場合に電子提供措置が有効とされる要件として、電子提供措置の中断が生じたことを知った後、速やかに、①中断が生じた旨、②電子提供措置の中断が生じた時間及び③電子提供措置の中断の内容について、電子提供措置をとることが必要とされています（会社法第325条の6第4号）。